

# 第2期川越市

## 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



川越市 令和2年3月

# 川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章  
(明治 45 年制定)



■市の木 かし  
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹  
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁  
(平成 4 年制定)





## 「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて

我が国の年間の出生数は、平成 29 年に 100 万人を割り込み減少傾向が続いています。このような急速な少子化の進行に伴い、総人口も減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和 35 年には総人口が 1 億人を割り込むものと見込まれています。

本市におきましても、出生数が減少し、少子高齢化がいつそう進行することにより、総人口についても近い将来減少に転じるものと予測されています。

また、子育て世帯の核家族化や地域とのつながりの希薄化など、子育てに不安や孤立感を感じる家庭や、さまざまな理由から支援を必要とする家庭も少なくはない状況にあり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いております。

本市では、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「川越市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」を策定し、幼児期の教育・保育の充実や待機児童の解消などに取り組んでまいりました。5 年間の計画期間の満了に伴い、令和元年 10 月から新たに開始された幼児教育・保育の無償化、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の努力義務化など、計画期間中の社会状況の変化を考慮するとともに、子育ての不安や孤立感を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指して「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて、歴史と文化に育まれた川越で、すべての子どもが夢と希望をもって成長でき、また、子どもを安心して生み育てることができるよう、子ども・子育て支援施策の更なる充実を図ってまいりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）の皆様にご尽力いただいたほか、多くの市民の皆様、関係機関、事業所等の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。



令和 2 年 3 月

川越市長 川合善明

# 目次

## 第1章 計画の策定 にあたって

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	本計画の目的	2
2	計画の位置づけ	3
(1)	本計画の位置づけ	3
(2)	計画の対象	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
(1)	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）	4
(2)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	5
(3)	子どもの生活に関する実態調査	6
(4)	意見公募（パブリックコメント）	6
5	計画の推進体制	7
(1)	推進体制	7
(2)	P D C Aサイクル	7

## 第2章 川越市の 現状

### 第2章 川越市の現状

1	川越市の子どもを取り巻く状況	8
(1)	少子高齢化	8
(2)	児童数の将来予測	9
(3)	婚姻の状況及び合計特殊出生率の推移	10
(4)	世帯の状況	15
(5)	就労の状況	17
(6)	保育施設等の状況	18
2	ニーズ調査に基づく市民の意向	20
(1)	子どもと家族の状況	20
(2)	子どもの育ちをめぐる環境	20
(3)	保護者の就労状況	21
(4)	教育・保育事業の利用	22
(5)	放課後の過ごし方	27
(6)	育児休業の取得状況	29
3	子どもの貧困対策の現状	30
(1)	これまでの本市の取組	30
(2)	子どもの生活に関する状況	30

4	第1期計画の達成状況	41
(1)	基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	42
(2)	基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	42
(3)	基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	43
(4)	基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進	43
(5)	基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	44

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	45
2	計画の視点	46
(1)	ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得	46
(2)	地域社会全体による子育て・親育ちへの支援	46
(3)	すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援	46
3	基本目標	47
4	計画の体系	51

### 第4章 子ども・子育て支援の取組・事業

#### 第4章 子ども・子育て 支援の取組・事業

基本目標1	妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実	52
施策目標(1)	切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進	52
施策目標(2)	愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	55
基本目標2	幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	57
施策目標(1)	教育・保育の充実と質的向上	57
施策目標(2)	多様な保育事業の推進	59
施策目標(3)	子育て支援サービスの充実	61
基本目標3	心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	63
施策目標(1)	学校教育の充実	63
施策目標(2)	健やかな成長のための保健対策の推進	64
施策目標(3)	家庭や地域による教育力の向上	65
施策目標(4)	放課後の子どもの居場所づくり	67
基本目標4	地域と社会で子育てを支える環境づくり	68
施策目標(1)	少子化対策の推進と次代の親の育成	68
施策目標(2)	子どもの健全育成の取組と若者への支援	70
施策目標(3)	安全・安心なまちづくり	71
施策目標(4)	多文化共生の推進	72

基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進 .....	73
施策目標（1）子育て家庭の自立等への支援 .....	73
施策目標（2）子どもの可能性を支える取組の推進 .....	75
施策目標（3）子どもを虐待から守る取組の推進 .....	77
施策目標（4）障害児施策の充実と支援体制整備の推進 .....	79

第5章  
教育・保育、  
地域子ども・  
子育て支援事業

## 第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育等提供区域の設定 .....	81
2 教育・保育 .....	82
3 地域子ども・子育て支援事業 .....	89
(1) 利用者支援事業 .....	90
(2) 時間外保育事業（延長保育事業） .....	91
(3) 放課後児童健全育成事業 .....	93
(4) 子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業、ショートステイ事業） .....	101
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導） .....	102
(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業 .....	103
(7) 地域子育て支援拠点事業 .....	104
(8) 一時預かり事業 .....	107
(9) 病児保育事業等 .....	109
(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） .....	110
(11) 妊婦健康診査 .....	111
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	112
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	112

参考資料

## 参考資料

1 策定経過 .....	113
2 答申書 .....	114
3 子ども・子育て会議委員名簿 .....	115
4 意見聴取の実施概要 .....	116
5 子ども・子育て支援新制度 .....	118
6 用語解説 .....	122

※本文中の組織名の表記は令和2年3月現在のものです。